

山梨県公報

第八号

令和元年

六月三日

月 曜 日

目 次

公 告

- 令和元年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………五七
- 土地改良区役員の退任及び就任……………五七
- 開発行為に関する工事の完了について……………五八
- 使用料の収納事務の委託……………五九
- 正 誤……………五九
- 平成三十一年三月三十一日付号外第二十二号中……………五九

公 告

● 令和元年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度
 森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、
 令和元年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第
 二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のと
 おり公表する。

令和元年六月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、五七三・一四ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一七九・〇二ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、一一三・八三ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一一一・一八ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鰍沢地区水源かん養保安林	一、七〇三・六六ヘクタール

鰍沢地区土砂流出防備保安林	一五二・五三ヘクタール
鰍沢地区干害防備保安林	八・〇一ヘクタール
鰍沢地区保健保安林	一一・五六ヘクタール
葦崎地区水源かん養保安林	一、〇二九・四五ヘクタール
葦崎地区土砂流出防備保安林	五三四・九一ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	七一一・六六ヘクタール
多摩川上流土砂流出防備保安林	一八・〇六ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一、〇九八・四五ヘクタール
相模川中流土砂流出防備保安林	一六〇・九九ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一二八・九二ヘクタール
相模川上流土砂流出防備保安林	一六九・一三ヘクタール

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、一宮
 町市之蔵土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

令和元年六月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏 名	住 所	退任年月日
理事長	山口栄治	笛吹市一宮町市之蔵七十九番地	平成三十一年三月三十一日
理事	鈴木俊彦	笛吹市一宮町市之蔵二百十一番地	同
同	鈴木清孝	笛吹市一宮町市之蔵四百二十番地	同
同	雨宮茂貴	笛吹市一宮町市之蔵五百二十番地	同

令和元年六月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町船津字東横塚六千七百八番一、六千七百九番、六千八百番及び六千八百九番の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県南都留郡富士河口湖町大石千三百六十九番地一 株式会社宇河富士 代表取締役 孫宇宇

● 使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のおり使用料の収納事務を委託した。

令和元年六月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 委託の相手方 甲府市貢川一丁目四番二十七号 S P S ・ 桔梗屋 ・ K B S 共同事業体
- 二 委託に係る使用料 山梨県立美術館、山梨県立文学館及び山梨県芸術の森公園の使用料
- 三 委託の期間 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

○ 平成三十一年三月三十一日（号外第二十二号）公布山梨県条例第三十三号（山梨県県税条例の一部を改正する条例）

一一	上	五～六	平成三十一年法律第 号	平成三十一年法律第二号
----	---	-----	----------------	-------------

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 株式会社印刷 甲府市北口二丁目六番